

西脇市都市計画審議会の会議の記録

審議会等の名称	平成 27 年度第 1 回西脇市都市計画審議会
開催日時	平成 27 年 7 月 6 日 (月) 午前 10 時 00 分～12 時 00 分
開催場所	西脇市役所 2 階 特別会議室
出席委員の氏名又は人数	吉本 剛典 寺北 建樹 生田 忠之 村井 公平 齋藤 太紀雄 石田 史郎 高瀬 洋 村上 和幸 岡崎 義樹 内橋 昌子 林 晴信
欠席委員の氏名又は人数	長井 孝章
出席職員の職・氏名又は人数	(幹事) 技監 鶴崎 尚夫 都市整備部長 嶋本 隆男 (事務局) 都市住宅課長 吉田 尚史 都市住宅課課長補佐 西村 幸浩 都市住宅課主査 芦田 雅幸 都市住宅課 泉 佳甫 (関係課職員) 上下水道部長 井上 悦雄 工務課長 田中 浩敬 工務課主査 伊藤 和英 都市住宅課主幹 久下 雅生 商工観光課長 戸田 雅人 農林振興課主査 西村 寿之
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0 人
議題又は協議事項	1 開会 2 市長あいさつ 3 会長あいさつ 4 会長職務代理の指名

	<p>5 審議事項（事前審議）</p> <p>(1) 東播都市計画下水道（西脇市公共下水道）の変更（市決定・素案）について</p> <p>(2) 東播都市計画用途地域の変更（市決定・素案）について</p> <p>(3) 西脇市市街化調整区域土地利用計画の改正（素案）について</p> <p>(4) 特別指定区域指定変更の申出（素案）について</p> <p>6 報告事項</p> <p>(1) 東播都市計画区域区分の変更（県決定・県素案）について</p> <p>(2) 東播磨地域都市計画区域マスタープラン（県決定・県素案）について</p> <p>(3) その他</p> <p>7 その他</p> <p>8 閉会</p>
<p>会議の記録（概要）</p>	
<p>発言者</p> <p>事務局</p> <p>市長</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>1 開会</p> <p>事務局より、委員交代について報告 市民を代表する者として就任いただいていた竹内委員に代わり、長井委員に就任いただいている。任期は竹内委員の残任期間となり、平成28年3月31日までとなる。</p> <p>2 市長あいさつ</p> <p>3 会長あいさつ</p> <p>○ 会議成立報告 事務局より、委員数12名中、本日の出席委員数11名により、本日の会議成立する旨を報告</p> <p>○ 議事録署名人選出 会長より、林委員、内橋委員の2名を本日の議事録署名人に指名</p>

<p>会長</p>	<p>4 会長職務代理の指名 会長職務代理であった竹内委員の退任に伴い、学識経験者の吉本委員を指名され、吉本委員は了承された。</p> <p>○ 会議の公開・非公開確認 運営規則第6条第2項の規定により、同条第1項への該当の有無について協議し、非公開内容は無いことが審議会において確認され、本日の会議は公開することが決定された。</p> <p>○ 傍聴定員の決定 本日の傍聴希望者は0人であった。</p> <p>4 審議事項（事前協議） (1) 東播都市計画下水道（西脇市公共下水道）の変更（市決定・素案）について</p>
<p>事務局</p>	<p>・ 資料-1に基づき、担当課より内容説明</p>
<p>議長</p>	<p>・ 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。</p>
<p>委員</p>	<p>・ 順調にいけば、いつ頃統合が完了する予定となるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>・ 現在のところ、平成36年度末を考えている。</p>
<p>会長</p>	<p>・ 平成36年ということは、9年後か。</p>
<p>事務局</p>	<p>・ 9年後になる。</p>
<p>委員</p>	<p>・ 冒頭、全体の計画を説明していただいた時には、黒田庄地区も入った図があったと思うが、黒田庄地区は平成36年度末よりも、まだ先ということか。</p> <p>・ また、処理費が90円と230円で、1㎡当たり140円の差があり、統合することによって、4,700万円</p>

事務局	<p>のコスト縮減になるとのことだが、これは、どの範囲のことか。西脇と黒田庄、両方を含むのか。</p> <p>もし、全体ということであれば、西脇でいくらといった説明をしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質問の1点目、黒田庄地区は平成36年度末よりも後になるのかということについては、並行して進めており、同じく36年度末を目標に黒田庄地区内で統合する予定である。既にコミプラについては、農集に一部接続している。 ・ 質問の2点目、費用について、230円というのは、旧西脇地区のみである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料でいうと、小野の方に水を流していくのは、緑のところ（現計画決定区域及び西脇地区農集区域）だけで、ピンク色（黒田庄の現公共下水道区域及び黒田庄地区農集区域）のところは、西脇市内で処理をするという理解でよいのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのとおりである。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総費用や工事費などの目安になるものはあるのか。平成36年度を目標ということは、ある程度予算も取れていると思うがいかがか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設費は、公表できる段階ではないが、現在想定している費用としては、概略で12億円程度と考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ この図のように整備が終われば、黒田庄地区も公共下水道に含まれるという事で、処理費用としては、全体で90円になるということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑色の区域（現計画決定区域）のみであり、黒田庄地区については、引き続き黒田庄浄化センターで処理する。 ・ これも公共下水道であるが、緑色（現計画決定区域）で示している公共下水道、西脇処理区とピンク

	色（黒田庄の現公共下水道区域）で示している公共下水道、黒田庄処理区は別で、西脇処理区よりも若干高い金額となる。
委員	・ 同じ公共下水道でも 90 円より高いということか。
事務局	・ そのとおりである。
会長	・ 黒田庄地区は、集落排水を統廃合するだけということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 黒田庄の公共下水道区域はピンク色の区域である。市内の公共下水道は、公共下水道西脇処理区、公共下水道黒田庄処理区の 2 つに分かれており、黒田庄処理区は処理場を持ち、西脇処理区は処理場を持たない流域関連公共下水道となっている。 ・ 黒田庄地区の農業集落排水を、公共下水道黒田庄処理区の処理場で処理しようというものが、黒田庄処理区の計画で、西脇処理区は現計画決定区域及び農集区域の全てを流域下水道に統合しようとする計画である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 黒田庄地区は、1 m³あたりいくらかかるという情報をいただければ、より理解できると思う。単価が 4 つ存在しているように思う。
事務局	・ 黒田庄は、130 円ほどかかっている。
委員	・ 農集はいくらかかっているのか。
事務局	・ 平均で 235 円かかっている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水洗化率が 100% でないところがあると思うが、これは、水洗化をしてないところがまだあるということか。 ・ 水洗化率が 100% になることも大事だと思うが、それはこの事業には関係ないのか。単価が安くなるのはわかるが、何のためにしているのか、何のため

事務局	<p>にお金をたくさん使うのかよくわからない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料収入というものがあるが、地域ごとでみると経営が成り立たないような処理費となっている。こういったことから、処理場をなくし、小野の流域処理場で一括処理するというものである。 ・ 流域処理場では1日8万ト近く処理しているが、西脇市の公共下水道では8千ト弱となっている。 ・ 農集では、30 m³、40 m³程度の少ない量を施設で処理している。機器・機械も年々悪くなっていくため更新する必要がある、維持管理費がかかってくる。 ・ また、建物の耐震化等の費用もかかってくるので、公共下水道に接続し、処理場を統廃合する方が、維持管理費の大幅縮減になるため、今回、変更を行うものである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結局、農集の処理場は平成36年度頃にはなくなるといふことか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場としては使用しなくなるということで、どのような利用をしていくかは今後考えないといけない。 ・ 地域の防災倉庫やコミュニティの場等、色々なことを検討していきたいと考えている。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水洗化については、個人の都合もあり強制できないが、水洗化率を上げるのは、都市としても大切なことと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農集は小規模なものであり、これを都市計画の中で、流域公共下水道に組み入れていこうという方向は理解する。 ・ 住民にとっても市にとってもメリットがあることであるが、コストがかかる。 ・ もう一方の方向性としては、環境がある。排水には雨水と汚水の2つあるが、汚水の方は、できるだけ流域ごとに統合していこうということだと思っている。

<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまたくさんのお意見がありましたが、他に意見等がなければ、事務局において先ほどの意見等に留意していただき、手続きを進めていただくようお願いする。 <p>(2) 東播都市計画用途地域の変更（市決定・市素案）について</p> <p>※ 報告事項(1)東播都市計画区域区分の変更（県決定・県素案）について及び報告事項(2)東播磨地域都市計画区域マスタープラン（県決定・県素案）についても一括して報告があった。</p>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料-2に基づき、東播都市計画用途地域の変更（市決定・素案）を、資料-5に基づき、東播都市計画区域区分の変更（県決定・素案）を、資料-6に基づき、東播磨地域都市計画区域マスタープラン（県決定・素案）を担当課より内容説明
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 線引き作業はこれで一区切りついたのか。それとも、継続的に行われるのか。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期見直しは、概ね5年を目途に県で実施しており、今回の第7回目については、今年度末の告示をもって終了となる。次回については、概ね5年後と聞いている。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料5の県決定の区域区分の変更と、資料2の市決定の用途地域の変更、この2つについては、区域区分は最終的には県決定であるが、この審議会ではほぼ決定権があると考えます。 ・ 資料6の東播磨地区都市計画マスタープランの変更については、市の審議会ですどの程度、どこまで議論を深めればいいのか、概略でいいので、お答えいただきたい。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見直しの流れとしては、県での素案作成後、県民

委員	<p>への説明会が行われ、状況によっては公聴会が開かれ、その後、説明会等での意見を踏まえ、案としてまとめられた後に法定縦覧が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> その後各市町に意見照会され、市として市の都市計画審議会に対しその内容を諮問させていただく。この段階での意見等を県に提出することとなるが、特別大きな意見等がなければ、案の内容にて計画決定されるという流れになる。 手続き上、市の都市計画審議会を経て決定という事なので、市の都計審にかけていると思うが、市の範囲を超えて、広域のまさにマスタープランであるので、市として、特に異論や要望があれば、盛り込んでいただくことも可能なのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 可能である。意見等があれば、県に意見として伝えることはできる。それをどう盛り込まれるかは県の判断となる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 西脇市では、中畑町と住吉町が東播都市計画区域に入っていないがその理由は何か。過去の歴史等教えていただきたい。 また、合併した黒田庄町も入っていないが、これをどう考えていいのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 線引きに関しては、線引きが絶対必要なところと、選択できるところがあり、近畿圏整備法による都市開発区域は、県が都市計画区域を指定することとなっている。 現在、都市計画区域になっているところについて、線引きをするかしないかは選択制になっているが、神戸市等の大都市では線引きしなければならないこととなっている。 線引きをするかしないかに関しては、県がマスタープランで決めており、その方針に基づいて線引きすることとなる。 つまり、線引きをするかしないかは、法律に定めがあるものと、県の方針で決めるものがある。

委員	<ul style="list-style-type: none"> 法律で決まるにしろ、県の方針で決まるにしろ、地元の方針がまずあって、決まっていると思う。西脇市の意向がない限り、県は決めていないと思うが、西脇市が中畑町と住吉町を外している理由を知りたい。県が外しているのではないと思うがどうか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 養父市をはじめ、最近特区というものが話題になっている。そういった中で、市街化区域と調整区域があり、また、黒田庄町や中畑町、住吉町のような無指定の場所もある。 ある町では、山林を昭和40年頃に業者が宅地として開発したところがあるが市街化調整区域に指定され、家が建たなくなり、今は荒れ放題の山林になっている。都市計画というのはどうあるべきかの検討が必要であると思う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 線引きは昭和46年に行われたが、当時は義務化されていた。この段階で市に意見照会があったかは把握していない。 平成12年に都市計画法改正があり、線引きについては継続か廃止かの2択になった。県は、線引きを継続しつつ、特別指定区域の活用を図ることとし、平成15年頃から特別指定区域制度が動き出した。 この段階でも、市町に対してどこまで意見照会があったかはわからないが、法律で定められたという認識はいただきたい。 例えば、香川県高松市は線引きを無くしているが、これは平成12年の線引き義務化がなくなり、選択制になった時点で、香川県の方針として線引きを無くしたと思われる。 調整区域における規制緩和について、県としては特別指定区域制度を活用していくという方針となっており、特別指定区域制度については、この後の議題で説明させていただく。

	<p>(3) 西脇市市街化調整区域土地利用計画の改正（素案）について</p> <p>※ 審議事項(3)西脇市市街化調整区域土地利用計画の改正（素案）について及び審議事項(4)特別指定区域指定変更の申出（素案）についても一括して説明があった。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 資料-3に基づき、西脇市市街化調整区域土地利用計画の改正（素案）を、資料-4に基づき、特別指定区域指定変更の申出（素案）を担当課より内容説明
会長	<ul style="list-style-type: none"> 特別指定区域指定の案件は、各町からの要望があって今回の審議が行われているということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> そうである。当初は、平成20年4月11日に西脇市として特別指定区域を指定している。その後5年以上が経過しており、見直しの必要性も生じてきていたため、平成25年度末に市街化調整区域の区長へアンケートを実施し、出てきた結果を基に、今回、見直し素案をまとめた。
会長	<ul style="list-style-type: none"> そういった中での地元からの案件ということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> そうである。また、商工観光課等から出てきた案件も含めて、一度地元にお返しし、地元としても問題ないということで、調整している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 町によっては、たくさんの案件が出ているところがあるが、そのような調整はどうしているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 今回の案件については、平成25年度末に市街化調整区域の区長へアンケートを持参し、アンケートの趣旨等を説明させていただいた上で、ご回答いただいている。 「特に案件はない」、「具体的な案件がある」、「具体的な案件は無いがもう少し詳しく聞きたい」と、大きく3つのパターンがあった。 具体的な案件があるところ及びもう少し詳しく聞

<p>委員</p>	<p>きたいと回答された集落については、再度集落の状況を確認させていただいた中で、「今回は具体的に無いが今後はそういうこともあるかもしれない」や、「追加の案件がある」といった意見を基に検討し、リストアップした。</p> <ul style="list-style-type: none"> • さらに、それらの案件について、特別指定区域で対応できるものかどうかを県と協議し、可能性があるところと、商工観光課また商工会議所から出てきた案件について、地元へ一度お返しし、地元了解の上で対応している。 • 特に案件が無い集落や未回答な集落もあったが、まず、要望等をいただいたところについては、再度聞き取りを実施するなどしている。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 意見等が出てきていないところについて、市から問いかけるといったことはしないのか。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 今回は区長を通じて、集落としての回答をいただきたいとお願いした。区長個人としてお答えいただいたのか、役員会等で話をされた上での内容なのかまではわからない。 • そのような中で、複数の集落から、再度説明に来て欲しいという要望もあり、集落の会合や役員会、座談会に出向き、対応させていただいたところもある。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 私は会合等にも参加していないのでわからないが、公平に対応されたかというところが知りたい。
	<ul style="list-style-type: none"> • 特別指定区域制度の本来の流れは、集落においてまちづくり協議会を立ち上げて、計画をつくっていただき、そして、特別指定区域を指定するということになるので、自治会ごとに取り組んでいただかなければならないとなっている。 • 最初の区域指定から5年間実施してきたが、その中で新たに指定できたのは羽安町だけであった。追加の指定がなかなかできないというような中で、5年が経過したので、本来であれば、まちづくり団体

<p>会長</p> <p>都市整備部長</p>	<p>から上がってくるものへの対応となるが、市からアンケートを配布し集落の状況を問うたところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配布したアンケートをどう対応されているかは、町によって違うとは思いますが、まちづくり団体から上がってくる形が一番いいとは思っている。 ・ 市としては、良い制度と考えており、今後は、見直しの間隔を短くしたり、呼びかけ等も行っていきたいと思う。 ・ 不十分なところもあるとは思いますが、今後は周知等努力していく必要があると感じている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の案件は9件あり、次回も3件程度あるとのことであるが、もう一度各町へ周知していただいて、市としてアプローチしていただければと思う。今回の9件について異議がなければ、手続きを進めていただくようお願いする。 <p>5 報告事項</p> <p>(1) 東播都市計画区域区分の変更（県決定・県素案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 審議事項(2)と併せて報告説明済み <p>(2) 東播磨地域都市計画区域マスタープラン（県決定・県素案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 審議事項(2)と併せて報告説明済み <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし <p>6 その他 特になし</p> <p>7 閉会 都市整備部長より閉会のあいさつ</p>
-------------------------	---